

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
18	笹川 朝子（13）	<p>1. 自衛隊への個人情報提供について</p> <p>自衛隊への個人情報提供について、市のウェブサイトには、「自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められています。また、自衛隊法施行令第120条では、『防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。』と定められており、この法令を根拠に、防衛大臣は各市町村長に対し募集対象者情報の提出を依頼しています。富士市ではこの防衛大臣からの依頼に対して、住民基本情報を宛名シール形式で自衛隊に提供しています。情報提供を希望しない方は申出をしていただくことにより除外します。」とあります。</p> <p>また、令和6年度対象の方については、「富士市に住民登録がある日本人住民の方のうち、令和6年度に18歳に到達する方（生年月日が平成18年4月2日から平成19年4月1日の方）」、情報提供の内容については、「郵便番号、住所及び氏名を提供します。なお、富士市から提供した情報は、募集事務以外の用途には使用しないこと等を自衛隊が誓約しています。」、除外申出については、「令和6年度対象の方の除外申出書の受付は6月5日をもって終了しました。」とあります。</p> <p>しかし、自衛隊法施行令第120条による対応は義務ではない。本人の了解を得ないで個人情報（郵便番号、住所、氏名）を自衛隊に提供していることは、個人情報の保護に関する法律に反するのではないのでしょうか。個人の尊厳の根幹をなす極めて重要な権利であるプライバシー権の侵害に当たると考え、以下質問します。</p> <p>(1) 情報提供について。</p> <p>① いつから提供を開始し、これまでに何人分を提供したのか。</p> <p>② 情報提供について同意を得ているか。</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律に照らしてどう対応しているのか。</p> <p>(3) プライバシー権は、憲法第13条によって保障される基本的人権である。同意のない情報提供はプライバシー権の侵害に当たらないか。</p> <p>(4) 除外申出について。</p> <p>① これまでに除外申出をした人はいるか。</p> <p>② 本人からの申出がなければ自衛隊に個人情報を提供することになるが、除外申出についての告知はどのようにしているのか。</p> <p>(5) 本人や保護者の同意のない情報提供はやめるべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>(6) 情報提供をしないと、市にペナルティーがあるのか。</p>	市長 及び 担当部長